

官 印 省 略
20220405関東第21号
令和4年4月15日

山梨県知事 殿

関東経済産業局長

災害による中小企業関係被害状況の報告について【通知】

日頃より経済産業行政にご理解ご協力を賜り、御礼申し上げます。

このたび、大規模な自然災害等が発生した場合における中小企業者等の被害状況の報告について、中小企業庁において令和4年4月1日付で別紙1のとおり被害状況調査要領を改正しましたので、ご連絡いたします。

つきましては、今後発生する災害に係る中小企業関係被害については、本要領により報告することとさせていただきます。

なお、被害状況調査に当たってご留意いただきたい事項については別紙2をご参照ください。

連 絡 先
関東経済産業局
産業部 中小企業課
課長：濱口
担当：原山、山中
電話 048-600-0321

被害状況調査要領

都道府県における被害状況調査は、実態調査表を下記により作成して行う。

市町村における被害状況調査の実施に当たっては、都道府県における被害状況調査に倣い、「都道府県」とあるものを「市町村」に、「市町村」とあるものを「区域」と読替えて実施するものとする。

記

1. 実態調査表

(1) 都道府県毎に、被害を受けた市町村において、被災中小企業を対象とした実態調査を実施する。

(2) 実態調査の実施に当たっては、被災企業について、市町村別に次の事項を調査する。

- ① 事業所名
- ② 住所
- ③ 被害額（事業の再建に必要な額）
- ④ 土地（事業用資産に限る）の被害額（堆積土砂排除費・整地費等。）
- ⑤ 建物（事業用資産に限る）の被害額
- ⑥ 機械、設備等（コンピューターのプログラムデータを含む。）の被害額
- ⑦ 商品、原材料、仕掛品等の被害額
- ⑧ 業種
- ⑨ 従業者数（事業主、家族従業者、役員を含む。）
- ⑩ 被害状況このうち、④～⑩については、可能な範囲で記載をするものとする。

(3) 実態調査表は、別表 1 の様式により作成し、都道府県及び市町村ごとに被害額を集計する。

(4) 被害額の集計に当たっては、実態調査票に基づき集計することを基本とする。ただし、被害が広域かつ甚大である場合等、実態の把握が難しい場合、一定の仮定に基づき、被害額を推計することができるものとする。

(5) 経営安定対策室に被害額の報告を行う場合、別表 2 に基づき市町村毎の被害額をまとめた表を作成し、提出するものとする。ただし、経営安定対策室が詳細な被害状況の把握のために、実態調査票の提出を求める場合がある。

(6)(3) 及び (5) において、別表 1 及び別表 2 による作成が困難な場合は、様式は問わないものとする。

2. このほか、被害状況について市町村等の調査報告等があれば適宜参考資料として添付する。

別表 2

自然災害等における被害の発生した市町村の中小企業所得と被害額の関係																	
(単位: 百万円、%)																	
No.	市町村	中小企業所得 (商工業)	必要被害額 (10%以上)	中小企業 被害額	中小企業 被災事業者数	中小企業 被害率	工業(第二次産業)					商業(第三次産業)					
							市町村民所得額	中小企業比率	中小企業所得	必要被害額	被害額	被災事業者数	市町村民所得額	中小企業比率	中小企業所得	必要被害額	被害額
合 計							a	b	c=a*b	d=c*10%			e	f	g=e*f	h=g*10%	
1	*																
2																	
3																	

注1: 市町村欄のアスタリスク(*)表示は、災害救助法適用の市町村。

被害状況調査に当たってご留意いただきたい事項

被害状況の調査報告に当たっては、災害の状況を踏まえ、まずは人命救助等に支障が出ないよう行ってください。

その上で、発生から概ね 24 時間以内を目安として、被害の程度を報告ください。

これら報告を踏まえ、激甚災害に該当する可能性があるとは判断される場合においては、発生から概ね 1 週間以内に被害状況調査要領に基づき実態調査を実施し、詳細な報告をいただきますようお願いいたします。

最後に、本要領は、今後の災害による被害状況に応じ、さらに改正を行うことがありますこと、念のため申し添えます。